

霧島市条例第 22 号
令和 2 年 6 月 29 日

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年霧島市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 に次のように加える。

4 市長	霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成 20 年霧島市告示第 31 号）による小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表 2 に次のように加える。

4 市長	霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。